

令和8年度研究開発型ベンチャー企業成長支援事業実施業務委託 仕様書

1 概要

(1) 状況と課題

本市は、市内に立地する企業が、長く市内産業を支えてきた製造業から知識集約型・高付加価値型にシフトするとともに、研究開発機関の集積も進むことにより市内従業者数に占める研究開発業への従事割合が他政令指定都市と比較して最も高いなど、産業構造の転換が進んでいる。

また、市内の研究開発拠点として、新川崎・創造のもり地区において、平成15年にインキュベーション施設「かわさき新産業創造センター本館（K B I C）」、平成24年にナノ・マイクロ産学官共同研究施設（N A N O B I C）、平成31年には「産学交流・研究開発施設（A I R B I C）」を開設するなど、ナノ・マイクロ分野を中心に研究開発型のインキュベーション施設を充実させてきた。

この他にも、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、川崎市産業振興財団とともに、起業家支援拠点の「K a w a s a k i - N E D O I n n o v a t i o n C e n t e r (K - N I C)」を開設するとともに、臨海部に殿町国際戦略拠点キングスカイフロント、市の中心部にはかながわサイエンスパーク（K S P）を有し、研究開発型ベンチャー企業の集積が進んでいる。こうした本市の特徴を踏まえ、革新的な技術の事業化を図りグローバルに展開する研究開発型ベンチャー企業を、本市からより多く生み出し、新産業を創出することが、本市の経済活性化及び持続的発展を図るために必要となっている。

(2) 目的

これらの課題を踏まえて、本事業は、大学発のコア技術や事業会社等の技術シーズを活用し、事業化を目指す研究開発型ベンチャー企業等を発掘し、成長を加速させる支援プログラムにより、国内外に大きく展開するベンチャー企業を次々に創出させ、本市の持続的な経済発展と、起業・創業の世界的な都市としての発信につなげることを目的に実施する。具体的には、事業計画のブラッシュアップ、投資家からの資金調達や事業会社との提携、公的機関からの支援メニュー・研究開発助成制度の採択に結びつけることや、CxO人材の獲得等を目標として実施する。

2 契約条件等

(1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月18日（木）まで

(2) 履行場所

川崎市内 他

(3) 契約の種別

委託契約

(4) 契約方法

企画提案方式による随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

（5）その他

業務実施に係る実施場所については、必要に応じて受託者が手配するとともに費用を負担する。

3 委託業務の詳細

（1）アクセラレーションプログラムの名称

「Kawasaki Deep Tech Accelerator」として実施する。

（2）プログラムの支援対象者

原則として、以下ア～エのすべての条件を満たす者を支援対象とし、本市と協議の上で公募等の条件を設定する。

ア. ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、創薬、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、量子、航空宇宙等の技術開発分野に取り組んでいる者で、その技術がSDGsの達成や脱炭素等の社会課題解決に寄与すること

イ. 将来的に川崎市内で事業化や協業を行う可能性がある者

ウ. 市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していない者

エ. 代表者又は役員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいない者

（3）プログラムの実施場所

川崎市管内（かわさき新産業創造センター（川崎市幸区新川崎7-7）等、市の施設も利用可能とする。）

（4）アクセラレーションプログラムの企画・実施

受託者は、アクセラレーションプログラムに係る次の業務を企画し、本市と協議の上実施すること。

ア 支援対象者の公募及び事業の広報

支援対象者の公募にあたり、募集要項の作成や、本支援プログラムの情報発信等に関する次の業務を行う。

なお、ホームページ等による広報にあたっては、総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」等に基づき、アクセシビリティに配慮すること。

（ア）募集要項、チラシ、ポスターの作成

（イ）本支援プログラム専用ホームページの開設・運営と、SNSを活用した広報

（ウ）公募説明会の開催

（エ）理系学部を有する大学等（首都圏を中心とする大学、公的研究機関、その他必要に応じて首都圏以外の大学数校程度など）5件以上への広報

（オ）支援対象者となる起業前の個人やベンチャー企業が参加するコミュニティやイベント（外部含む）、研究開発部門を有する事業会社（产学研連携部署・オープンイノベーション部署・研究開発部署等）5件以上への広報

イ 支援対象者選定の補助

支援対象者は応募状況を踏まえ10者程度とし、選定にあたっては受託者、センター等の意見を参考に本市が決定する。受託者は、選定に係る次の業務を行う。

（ア）選定にあたり必要となる情報の収集・整理

- (イ) 選定についての本市への意見提案
- (ウ) メンター等専門家からの意見聴取（応募内容に対する技術評価等）
- (エ) (ア) から (ウ) までに関する資料（データ形式）の作成・提出
- (オ) その他選定に必要な本市に対する補助等

ウ メンターの登用

次の（ア）～（ウ）に掲げる要件を満たすとともに、（エ）の所属に属する者を必要に応じて個人が特定される形により登用する。なお、あらゆる支援対象者の技術分野に対応可能とするため、幅広い技術分野において、それぞれ専門性を有する人材を本市と十分協議のうえ選定するとともに、必要に応じて、数名程度、本市が推薦する候補者を登用すること。また、登用したメンターに対して、報酬・交通費等、経費が生じる場合の支払いを行う。

- (ア) 経営面や技術面における助言が可能な者
- (イ) 支援対象者が希望するマッチング先となる投資家や事業会社に対して、必要なネットワークを有する者
- (ウ) 支援対象者にとって当該メンターに評価を受けることが応募のインセンティブとなる者
- (エ) 次の立場等に該当する者（各項目について必要に応じて複数企業・機関から選定すること。）

メンターの所属	メンタリングの役割
ベンチャーキャピタル及び エンジエル投資家	資金獲得、事業化戦略等、主に初期のビジネスモデル策定に係る支援
事業会社	産業連携、出口戦略等、主に後期のビジネスモデル策定に係る支援
大学等	要素技術や研究開発に対する助言、产学連携支援等、主に技術的見地からの支援
起業経験者	企業設立、経営戦略、自身の成功・失敗体験の共有等、主に企業立ち上げなど起業に係る支援
知的財産戦略専門家	特許の出願等知的財産に関する利益の獲得、損益からの保護等、技術的見地も含む知的財産戦略支援
法律関係専門家	事業実施に際しての関係法に対する抵触等法律問題への支援及び契約書の作成手続き等、法律・契約に関する見地からの支援

エ メンタリングの実施

受託者は、選定された支援対象者に対して、メンターによる次の支援を月1回程度を基準に行う。なお、オンライン形式や、電話・メール等による実施も可とする。

- (ア) 経営面の助言（事業計画のプラッシュアップ、企業設立、資本政策、知財戦略、法務、人材獲得、組織構築、I P O、メンター自身の成功・失敗体験等）
- (イ) 技術面の助言（要素技術や研究開発に係る技術的助言等）
- (ウ) ピッチに向けたプレゼンテーション技術の向上支援
- (エ) 事業提携や資金獲得へのマッチングに向けた支援（各支援対象者が希望する投資家や事業会社とそれぞれ1件以上マッチングを図ること）
- (オ) 経営人材候補となりうる事業会社等の兼業・副業人材等とのマッチング支援等によるチームアップ支援

(カ) その他、起業及び成長に向けて支援対象者が必要とする支援

オ キックオフイベントの実施

受託者は、支援対象者決定後、「エ メンタリングの実施」に先立って、選定した支援対象者・メンターを対象としたキックオフイベントを1回開催する。

キックオフイベントは、不特定多数が参加するオープンの形式でなく、支援対象者、メンター、本プログラムの趣旨に賛同するサポーター機関（事業会社、ベンチャーキャピタル等）のみが参加可能なクローズ形式により開催し、参加者に支援対象者の事業概要等を周知する場となるよう実施する。なお、キックオフイベントは、必要に応じて、過去の本支援プログラムにおける支援対象者についても参加を可とし、必要に応じて、懇親会を開催するとともに、オンライン形式での開催も可とする。

カ セミナーの実施

受託者は、「エ メンタリングの実施」に基づき実施する個別のメンタリングを補強・補足する必要がある場合や、一斉の講義形式で実施することが適した内容がある場合など、必要に応じてセミナーを実施する。実施にあたっては、オンライン形式での開催も可とする。

セミナーの講師については、登用したメンターやその他の専門家等から専任するものとし、報酬・交通費等、経費が生じる場合は支払いを行う。

キ サポーター機関(※1)を対象としたクローズドで行うマッチング等の実施

受託者は、サポーター制度の趣旨及びサポーター機関の業種等を踏まえ、支援者との優先的かつ効果的なマッチングの取組（個別マッチングシステムの提供やクローズドで行うピッチイベント等）を実施する。イベント形式での開催の場合は、必要に応じて懇親会を併催するとともに、オンライン形式での開催も可とする。

(※1)本事業は、本事業の趣旨に賛同する事業会社、金融機関等の各種団体を、本市において「サポーター」として登録する制度を採用しており、サポーターの優遇措置として、支援対象者との優先的なマッチングや事業に関する情報共有を行うものとしている。

ク マッチングに向けたオープン型ピッチイベント（DEMO DAY）等の実施

受託者は、支援対象者の事業分野に対して投資意欲を有するエンジェル投資家やベンチャーキャピタルなどの投資家や事業会社等を対象としたピッチイベントを次のとおり1回程度企画・開催する。ただし、支援対象者によって、ピッチイベント等公開の形式で行うことがふさわしくない場合、当該支援対象者のみを対象として、個別面談形式により行うことも可とする。

(ア) ピッチイベントは投資家等を含む聴衆（オープン形式で100人程度を想定）に対して支援対象者がプレゼンテーションを行う形式を基本とする。なお、オンライン形式による開催も可とする。

(イ) 開催にあたっては、具体的な投資や提携に繋がるよう効果的なマッチング手法も併せて実施するとともに懇親会の開催も可とする。

(ウ) より効果的と判断される場合は、本市の承諾を得て、他の主体が行うピッチイベントと合同で実施することも可とする。

(エ) 支援プログラムやピッチイベントの実施にあたり、事業会社等の賛同・協力が得られ、かつ、本市が承諾する場合、例として協力金等をピッチイベントにおける登壇者への賞金・賞品に充当すること等については可とする。

(オ) その他、ピッチイベントの開催に先立って、支援対象者と事業会社等との

マッチングの実現に向けた、支援対象者と事業会社等が連携の打診・相談等を行う事前マッチング会を必要に応じて実施すること。

ケ Cx0人材マッチング等の実施

受託者は、アクセラレーションプログラムの支援対象者に対して、Cx0人材として参画する意欲のあるCx0人材プールの形成を図ること。また、支援対象者のニーズに応じ、3者程度を目安にCx0人材とのマッチングを行うとともに、Cx0人材がスムーズに参画できるようサポートを実施すること。

（5）特定創業支援等事業の実施

受託者は、支援対象者の状況に応じて「川崎市創業支援等事業計画」に定める特定創業支援等事業（※2）に適合する講座等を実施するとともに、修了条件を満たした支援対象者に対し、修了証を発行する。

なお、「3(4)エ メンタリングの実施」又は「カセミナーの実施」に基づき実施するメンタリング・セミナー等を、特定創業支援等事業の講座に代えることができる。（起業に必要な「経営、財務、販路開拓、人材育成」に関する知識を習得することができる内容の場合に限る）

（※2）起業に必要な「経営、財務、販路開拓、人材育成」に関する知識を習得するためのメンタリング・セミナー等を4回以上かつ1か月以上の期間で実施するとともに、DEMO DAYにおけるピッチや個別面談等により、知識の定着を確認できた者に対し、受講者から修了証を発行する事業

（6）追跡調査の実施

受託者は過去の支援対象者の起業や資金調達の状況等を調査し、市へ報告すること。

（7）報告書の作成

支援対象者に対する支援経過等、本事業の実施結果についてまとめた報告書を作成すること。

4 成果物の提出

成果品項目は次に掲げるとおりとし、それぞれ必要となる時期に適宜納入するものとする。納入時期については、別途本市と協議するものとする。

（ア）報告書【PDFデータ等の電子媒体】

（イ）広報資料（チラシなど）【PDFデータ等の電子媒体】

5 その他

（1）本業務の実施にあたっては、支援対象者の課題等を十分把握の上、支援対象者の成長を促進する提案助言や必要な事項等について本市へ積極的に行うこと。

（2）本市が行う支援対象者の審査の結果、選定した支援対象者が想定する数に満たなかったときは、本市と受託者との協議の上、委託業務内容または委託契約金額、またはその双方について変更を行うものとする。

（3）本委託事業については、共同事業体による入札及び受託を可とする。その場合、

各事業者の役割を提案書に明記すること。

- (4) 本事業において本市に提出する報告書については、業務の実施により知り得た情報を原則として全て記載しなければならない。
- (5) 業務の実施にあたり知り得た情報等は、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。
- (6) 作成したデータ等の所有権については、本市に帰属するものとする（ホームページは除く。）。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、決定することとする。